

- 中部地整管内のトンネルの点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）が1トンネル（0.4%）あり、また、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は84トンネル（33%）、さらに、判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は161トンネル（64%）

<平成29年度管理者別点検結果(トンネル)>

[中部地整管内(長野県除く)]

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	113	23	1	20	2	0
高速道路会社	260	59	0	48	11	0
県・公社	526	106	0	59	47	0
市町村	281	64	5	34	24	1
合計	1,180	252	6	161	84	1

※ H30.3月末時点